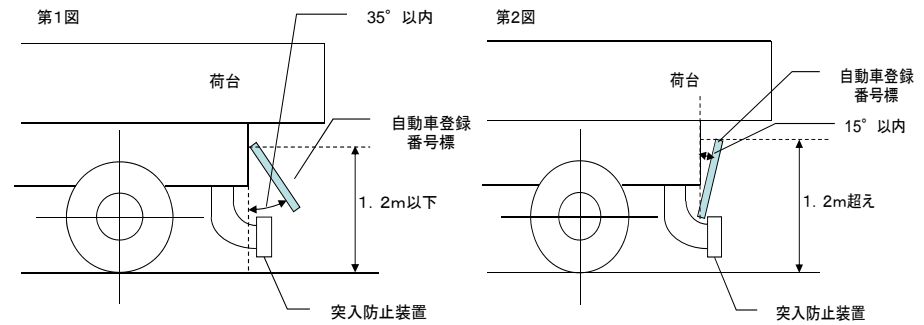


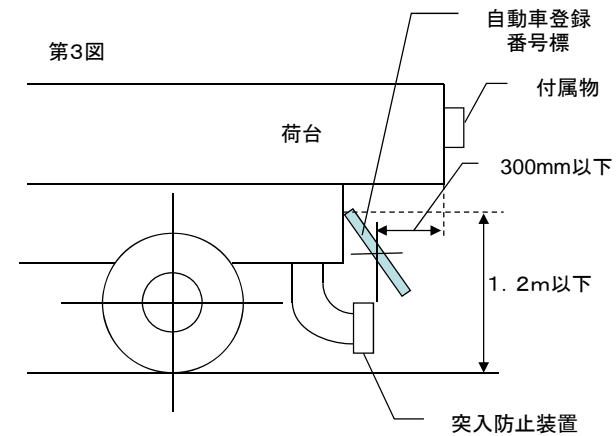
## 大型貨物自動車の後部番号標取付位置の告示基準案について

パブコメ提示案	告示案
<p>大型貨物自動車（道路運送車両の保安基準第18条の2第3項に規定する自動車であって、車両総重量7トン以上に限る。）の後面の自動車登録番号標（以下「番号標」という。）の取付けについては、道路運送車両法第19条第1項、道路運送車両法施行規則第7条第1項によるほか、下記の基準を満たすものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>1. 番号標上端の地上高が1.2m以下である番号標の取付角度は上向き35度以内、1.2mを超える番号標の取付角度は下向き15度以内であること。</p>	<p>道路運送車両法施行規則第七条で定める告示は、下記の基準とする。</p> <p>なお、専ら車両を運搬する構造の自動車、可動荷台を有する自動車など、車両の構造上、本基準によりがたい自動車については、本基準2、3及び4の適用を除外する。</p> <p>1. 番号標の取付けは、番号標の中心を通り自動車の進行方向に平行な後方から、自動車登録番号の全てを見通すことができるように取り付けられていること。</p> <p>2. 番号標上端の地上高が1.2m以下である番号標の取付角度は車両中心線（直進姿勢にある自動車を平坦な面においたときに、左右の前車輪及び後車輪のそれぞれのタイヤ設置部中心点を結ぶ線分の中心を通る直線をいう。以下同じ。）に直交する鉛直面と番号標の上端とのなす角度は35度以内（第1図）、1.2mを超える番号標の取付角度は車両中心線に直行する鉛直面と番号標の下端とのなす角度は15度以内（第2図）であること。</p>

2. 番号標上端の地上高が1.2m以下である番号標の取付位置は、番号標の板面の中心が車両後面より300mm以内であること。  
但し、番号標を後面車わく間の位置に取付ける場合は除く。



3. 番号標上端の地上高が1.2m以下である番号標の取付位置は、番号標の両端が車枠の最後端の最外側より内側に取付ける場合を除き、番号標の板面の中心から車体の後面までの水平距離（空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。）が300mm以下であること。この場合において、車体には、バンパ、フック、ヒンジ等の付属物は含まないものとする（第3図）。



3. 荷台と突入防止装置の間隙に番号標を取付ける場合であって、その間隙の高さが220mm以下（中型標板を交付する自動車にあつては165mm以下）の自動車については、番号標の板面の中心が突入防止装置の後端より前方にならないこと。

4. 荷台と突入防止装置（道路運送車両の保安基準第18条の2第3項に定める突入防止装置をいう。）の間隙に番号標を取付ける場合であつて、荷台下面と突入防止装置上面の鉛直距離が165mm以下（車両総重量が8トン以上又は最大積載量5トン以上の自動車にあつては220mm以下）であるものについては、番号標の板面の中心が突入防止装置の後端より後方となるように取り付けること（第4図）。

